

ゆあさクーポン（第5弾）取扱店募集要領

1 クーポン発行事業の概要

(1) 名称

ゆあさクーポン（第5弾）（以下、「クーポン」という。）

(2) 事業主体

湯浅町

(3) 発行総額

1億753万円（予定）

(4) 交付対象者

- 基準日（令和6年12月1日）において湯浅町の住民基本台帳に記録されている者。
- 基準日において湯浅町の住民基本台帳に登録されており、かつ、引き続き住民登録がされている母親から令和7年3月31日（月）までに出生し、湯浅町の住民基本台帳に登録された者。

(5) 交付額面

一人当たり10,000円（500円券×20枚）

※共通券5,000円分＋中小規模店専用券5,000円分（大型店使用不可）

(6) 利用可能期間

令和7年3月31日（月）まで

2 取扱店の定義

- (1) 取扱店とは、クーポンが利用できる湯浅町内の店舗のことをいいます。
- (2) 同事業者は湯浅町内に店舗・事業所を有する法人または個人事業者であり、期間内に「ゆあさクーポン（第5弾）取扱店申込書兼誓約書」（以下「申込書」という。）を提出し認められた事業者（「ゆあさクーポン（第5弾）事業実施要綱」第2条第1項第4号の特定事業者）とします。
- (3) なお、移動販売車においては、販売元となる店舗が町内にある場合は当事業取扱店として登録できるものとします。

3 取扱店の要件

町内事業者（店舗）のうち、次の（1）～（4）に該当しない店舗。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、または第2条第1項に規定する設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行っている店舗。
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わりがある、または業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者の店舗。
- (3) 下記「5 クーポンの利用対象にならないもの」に記載のある取引のみを行う、または商品のみを取り扱う事業者の店舗。

- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同上第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者の店舗。

4 取り扱いにおける厳守事項

- (1) 一度取扱店として登録されると、脱退はできません。
- (2) セール等では使用できないなど、独自の利用制限は禁止します。
- (3) クーポンは購入対象者への物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (4) クーポンを消費せずに現金化することや、使用されたクーポンを再び利用することはできません。
- (5) クーポン額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出さないようにしてください。
- (6) 利用期間を過ぎたクーポンは受け取らないでください。

5 クーポンの利用対象にならないもの

- (1) 出資または債務の支払い（税金、振込手数料、電気、水道料金等）
- (2) 有価証券、クーポン、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 転売目的による商品等の購入
- (6) 事業上の取引（商品の仕入れ等）
- (7) 娯楽業（パチンコホール、ゲームセンター、麻雀店、その他遊技場等）への支払い
- (8) 家賃・地代・駐車料等への支払い
- (9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (10) 性風俗関連特殊営業への支払い

6 取扱店の責務等

- (1) 利用者に対処店であることが明確にわかるよう、ポスター等を掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだクーポンを受け取る際、問題がないか十分確認してください。偽造されたクーポンと判別できる際は、クーポンの受け取りを拒否するとともに、その事実をふるさと振興課まで報告してください。
- (3) クーポンを受け取った際は、再使用を防止するため、裏面の所定欄に対処店名を記入することとし、すでに取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (4) 各取扱店において、利用期間中の商品の販売、サービスの提供等の取引にあたり、顧客から受け取ったクーポンのみ換金可能です。

- (5) クーポンの交換やクーポンを事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (6) 利用者から受け取ったクーポンの紛失や盗難、毀損、換金期限切れ等による損失は取扱店の責とします。

7 申請手続きについて

(1) 申請方法

- この募集要領を同意の上、申込書または取扱店登録申請フォームに必要事項を記入し、提出してください。

※申込書で提出する場合は、下記の受付場所まで持参、FAX または郵送（郵送の場合 12 月 12 日（木）必着）をお願いします。

- 複数の店舗を申し込む場合は店舗毎の申請が必要です。申込書の様式は下記の申込受付場所または湯浅町ホームページから入手していただけます。

※ゆあさクーポン（第 4 弾）の取扱店については、令和 6 年 12 月 13 日（金）12：00 までに辞退の申し出がない限り、引き続き登録するものとしてします。

(2) 申込受付場所（8：30～17：15）（土日祝除く）

- 湯浅町役場 ふるさと振興課 商工観光係

〒643-0004 湯浅町湯浅 1982（湯浅ふるさと館）

TEL：0737 - 64 - 1112（直通）

FAX：0737 - 22 - 6500

- 湯浅町役場 政策企画課 政策企画係

〒643-0002 湯浅町青木 668-1

TEL：0737 - 63 - 2552（直通）

FAX：0737 - 63 - 3791

(3) 申請方法

持参、FAX、郵送または下記申請フォームでの申請をお願いします。



取扱店登録申請フォーム

(4) 申請後

- 申込のあった店舗については、申込書の内容を精査の上、取扱店として登録し、登録証を送付します。
- 登録不可である場合はその旨を通知します。

(5) その他

申込書の記載内容について疑義があるときは、聞き取り調査および関係資料の提出を求める場合があります。

8 換金について

(1) 換金申請受付期間・時間

～令和7年4月15日（火）（8：30～17：15）（土日祝除く）

※最終期限を過ぎての換金には応じられません。ご注意ください。

(2) 換金方法・振込等

- ふるさと振興課商工観光係または政策企画課政策企画係までクーポンとともに換金請求書等の必要書類を持参してください（郵送不可）。
- 換金申請書は、上記担当係の窓口または湯浅町ホームページから入手してください。
- 事務処理完了後、随時（概ね15日または25日、土日祝日の場合は後の平日）、取扱店が指定する口座に湯浅町から振込を行います。
- 換金手数料は無料です。

9 取扱店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合は、換金を停止するとともに取扱店の承認を取り消し、湯浅町ホームページで事業者名および店舗名を公表します。

なお、当該取扱店のゆあさクーポン（第5弾）を使用した取引に係る全額を当該取扱店が負担するものとします。

また、違反によりその他損害が発生した際は、その額も負担していただきます。